

全建事発第 105号
平成16年10月29日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 小平申二
〔公印省略〕

「平成16年度新潟県中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上でのアスベストの取扱について」等の送付について

このたびの新潟県中越地方を中心とした地震により建築物等が倒壊したことにより、今後建築物等に係る解体工事等が増加するものと予想されます。

これに伴い、国土交通省より解体工事等により生じたアスベストについて、適正に取扱うよう別添の通り通達がありました。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、建設リサイクル法及びその他アスベストに関する関係法令の遵守により、アスベストが適正に取り扱われるよう、傘下会員へ周知の程宜しくお願い申し上げます。

なお、新潟県中越地方の地震による建築物等に係る解体工事のみならず、すべての解体工事に關係することであるため、各協会にご連絡いたします。

記

[添付文書]

1. 平成16年10月26日付け国総建第220号「平成16年度新潟県中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上でのアスベストの取扱について」
2. 参考資料「建設リサイクル法におけるアスベストに係る関係条文」
3. 平成16年10月26日付け事務連絡「平成16年新潟中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上でのアスベストの取扱について」

以上

平成 16 年 10 月 26 日

送付案内

(社)全国建設業協会 御中

件名：「平成 16 年新潟県中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上でのアスベストの取扱について」
等の送付について

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
表記の件について下記のとおり拝送いたしますのでよろしくご査収ください。

敬具

送付書類

1. 平成 16 年 10 月 26 日付け国総建第 220 号「平成 16 年新潟県中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上でのアスベストの取扱について」
2. 参考資料「建設リサイクル法におけるアスベストに係る関係条文」
3. 平成 16 年 10 月 26 日付け事務連絡「平成 16 年新潟県中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上でのアスベストの取扱について」

国土交通省 総合政策局 建設業課
白川（内線 24744）
〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3
TEL：03-5253-8111（代表）



国総建第220号
平成16年10月26日

(社)全国建設業協会会長 前田 靖治 殿

国土交通省総合政策局建設業課長 西脇 隆俊



平成16年新潟県中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上での
アスベストの取扱について

平成16年10月23日より新潟県小千谷市等を中心に発生した地震により、建築物等に被害が生じているところであり、今後、建築物等に係る解体工事、修繕・模様替等（以下、「解体工事等」という）が増加するものと予想されます。

解体工事等におけるアスベストの取扱について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）においては、対象建設工事の受注者は正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならないとされているとともに、同法施行規則において、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下、「付着物」という。）の有無の調査及び付着物の除去と特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずることとされております。

貴団体におかれでは、今後増加するものと予想される解体工事等について、建設リサイクル法及びその他アスベストに関する関係法令の遵守により、建築物等に係る解体工事等においてアスベストが適正に取り扱われるよう、傘下会員に対して周知徹底方御協力をお願い申し上げます。

参考

建設リサイクル法におけるアスベストに係る関係条文

● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第百四号） (分別解体等実施義務)

第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。

2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年十一月二十九日政令第四百九十五号）

(建設工事の規模に関する基準)

第二条 法第九条第三項 の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号 に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る解体工事については、当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が八十平方メートルであるもの

二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物（増築の工事にあっては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が五百平方メートルであるもの

三 建築物に係る新築工事等（法第二条第三項第二号 に規定する新築工事等をいう。以下同じ。）であつて前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額（法第九条第一項 に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。）が一億円であるもの

四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が五百万円であるもの

2 解体工事又は新築工事等を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年三月五日国土交通省・環境省令第一号）

(分別解体等に係る施工方法に関する基準)

第二条 法第九条第二項 の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 対象建設工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査、対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査、残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。

二 前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。

三 前号の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。

四 第二号の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。

事務連絡
平成16年10月26日

(社)全国建設業協会 御中

国土交通省総合政策局建設業課

平成16年新潟県中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上での
アスベストの取扱について

標記については、平成16年10月26日付国総建第220号で通知しているところですが、アスベストを初めとする建築物等に一般的に使用されている有害物質等の確認方法及び処理方法等について網羅的にまとめた「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（編集：建設副産物広報推進会議）」を送付いたしますので、貴団体におかれでは、建築物等に係る解体工事等においてアスベストが適正に取り扱われるため、傘下会員に対して周知していただきますようご連絡いたします。

問い合わせ先 国土交通省 総合政策局 建設業課 白川
東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL 03-5253-8111 (内24-744)
Fax 03-5253-1553
E-mail shirakawa-m275@mlit.go.jp